

G P S活用によるスマート農業加速化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、G P S位置情報の補正情報をスマート農機に提供するR T K-G P Sの活用による作業効率の向上等によって県内の土地利用型農業の生産力向上を図るため、農業者、農業団体、農業法人等（以下「補助事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助率)

第2条 福島県知事（以下「知事」という。）は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象及び補助対象経費、補助率等は、別表に定めるところによる。
- 3 補助金の額は同表に掲げる補助率の範囲内で知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の規定による申請書は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助金を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税相当額が明らかでない補助事業者に係る部分については、この限りでない。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げる変更とする。
 - (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。
- 2 補助事業者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に

従って、その効率的な運営を図ること。

(変更の承認申請)

第6条 補助事業者は、規則第6条第1項の規定に基づき承認を受けようとする場合は、別紙様式第2号を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(別紙様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(状況及び完了の報告)

第9条 規則第11条の規定による事業の実施状況報告は、実施状況報告書(別紙様式第4号)により、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在において、当該年度の12月20日まで行うものとする。ただし、当該年度の11月において概算払請求書を提出する場合には、これをもって事業の遂行状況報告に代えることができるものとする。

2 補助事業者は、当該事業が完了したときは速やかに事業完了報告書(別紙様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、別紙様式第6号により、当該事業完了の日(事業の中止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに行うものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入れ控除額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書(別紙様式7号)により速やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額

又は一部の返還を命じることができる。

5 規則第 13 条第 1 項の規定により実績報告書に添える書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（GPS 活用によるスマート農業加速化推進事業実施要領様式第 1 号別添）
- (2) 事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付請求）

第 11 条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、事業が完了した場合は、別紙様式第 8 号を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の全額が概算払された場合はこの限りでない。

（財産処分の制限）

第 12 条 規則第 18 条第 1 項ただし書に規定する別に定める期間並びに同項第 2 号及び第 3 号に規定する別に定める財産は次のとおりとし、処分制限を受ける期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別紙様式第 9 号により、知事の承認を受けなければならない。

財産の種類	処分制限を受ける期間
当該事業により取得又は効用を増加させた機械、器具及び施設等	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という）に定められている耐用年数に相当する期間内（ただし、大蔵省令に定めのない財産については知事が別に定める期間内）

（会計帳簿の整備等）

第 13 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して前条の財産の処分制限を受ける期間又は 5 年間のいずれか長い期間保存しておかなければならない（別に定めるものを除く）。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（別紙様式第 10 号）を前条に規定する期間について備えておかなければならない。

（書類の経由）

第 14 条 補助事業者等が規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、

所轄の農林事務所長を経由して提出しなければならない。ただし、県全域又は農林事務所の管轄を大きく越えるなど広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。

(権限の委任)

第 15 条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限であって、別表に掲げる事業に係るものは、所轄の福島県農林事務所の長に委任する。ただし、県全域又は農林事務所の管轄を大きく越えるなど広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。

(契約等)

第 16 条 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、指名停止等の処分を受けている者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 8 日から施行する。

別表

事業名	対象経費	補助率	軽微な変更	
			経費の変更	事業の内容の変更
			次に掲げる変更 以外の変更	次に掲げる変更 以外の変更
GPS活用によるスマート農業加速化推進事業	スマート農業関連の機械等導入に要する経費	補助率：2/3以内 (1補助事業者当たり1,500千円を上限とする。)	1 事業費の20%を超える減額 2 事業費の増加	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止